

委託による研修事業の運営方法等のルール化

担当課：健康医療部保健医療室保健医療企画課・医療対策課・地域保健課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>平成25年度に、医療従事者を対象とする委託による研修会・講習会事業（以下「研修事業」という。）を12事業実施している。</p> <p>いずれの契約方法も、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定の事業者を指定して契約を締結する方式（2号随契）となっている。</p> <p>また、委託料の支払等に関し、精算の結果委託業務履行に係る経費が委託金額を超えた場合には受託者の負担とし、余剰金が発生した場合には大阪府に返還しなければならないことを契約書に規定している</p> <p>その他、運営方法等の概要は、別表のとおりとなっている。</p>	<p>1 研修事業12事業は、実施要綱又は要領の有無、開催案内や配布資料における主催者等の表記、修了証書交付の有無と発行者及び受講料徴収の有無等の運営方法等について、研修事業間で取扱に差異があった。</p> <p>2 過去から毎年度継続的に実施しているものであるが、実施要綱または要領（以下「要領等」という。）を作成していない研修事業があった（別表の8～12）。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>研修事業の運営方法等のあり方について、健康医療部内で検討及び調整してルール化を図り、合理的でない差異はその解消を図られたい。</p> <p>2については、研修事業の実施にかかる基本的な事項を要領等で定めておかれたい。</p> <p>3については、委託契約の締結にあたって、求める業務内容や範囲を正確に伝えるため、主催者等、修了証書交付の有無と発行者、受講料を仕様書または要領等により、受託者に明示されたい。</p> <p>また、大阪府が発注する研修事業の主催者は、特に定めがない限り大阪府である。また、主催者等が複数</p>

(別表) 平成25年度 健康医療部における講習会・研修会事業（委託によるもの）

※所管課は、平成26年4月1日時点での名称で表記

	所管課	事業名	委託先	仕様書	要領等	開催案内や配布資料等における主催者等の表記	修了証書（発行者）	受講料の徴収	その他
1	保健医療企画課	訪問看護推進事業（医療機関の看護師研修実施業務）	大阪府看護協会	有	有	大阪府からの委託研修	無	有	-
2	保健医療企画課	訪問看護推進事業（訪問看護ステーションの看護師研修実施業務）	大阪府看護協会	有	有	大阪府よりの受託事業	無	有	-
3	保健医療企画課	研修責任者研修（新人看護職員研修）実施業務	大阪府看護協会	有	有	大阪府委託 大阪府看護協会	大阪府知事	有	-
4	保健医療企画課	多施設合同研修実施業務	大阪府看護協会	有	有	大阪府からの委託を受け、大阪府看護協会が実施	大阪府知事	有	-
5	保健医療企画課	訪問看護推進事業（訪問看護ステーションの管理者間の相互研修実施業務）	大阪府看護協会	有	有	大阪府よりの受託事業	大阪府看護協会会長	有	-
6	保健医療企画課	実習指導者講習会事業	大阪府看護協会	有	有	大阪府（事業委託大阪府看護協会）	大阪府知事	有	-
7	保健医療企画課	大阪府専任教員養成講習会事業	大阪府看護協会	有	有	大阪府（事業委託大阪府看護協会）	大阪府知事	有	-
8	保健医療企画課	医療安全対策指導者育成・研修事業	大阪府医師会	有	無	主催：大阪府医師会 共催：大阪府病院協会、大阪府私立病院協会、大阪府看護協会	主催・共催の4者の長（連名）	無	・修了証書は受講者と所属の医療機関に交付 ・委託料に広報費（府医ニュース掲載料）を計上
9	医療対策課	新型インフルエンザ医療従事者研修業務	大阪府医師会	有	無	主催：大阪府医師会（大阪府委託事業）	無	無料	・委託料に広報費（府医ニュース掲載料）を計上
10	地域保健課	大阪府内保健師児童虐待予防研修事業	児童虐待防止協会	有	無	大阪府の委託を受けて	無	無	-
11	地域保健課	かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業	大阪府医師会	有	無	主催：大阪府医師会、大阪府、大阪市 共催：大阪精神科診療所協会 後援：大阪精神科病院協会、大阪精神保健福祉協議会	大阪府知事	無料	・研修事業の企画委員会を別途設置（庶務：大阪府） ・委託料に広報費（府医ニュース掲載料）を計上
12	地域保健課	自殺予防相談業務従事者養成研修事業	関西カウンセリングセンター	有	無	主催：大阪府・財団法人関西カウンセリングセンター	無	無料	-

	<p>3 委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）には、概括的な事項しか記載されていなかった。</p> <p>(1) 仕様書または要領等に、主催者等の記載がなかった。</p> <p>(2) 修了証を交付する研修事業のうち、仕様書または要領等に、修了証に関する記載がないものがあった（別表の4、5、8）。</p> <p>(3) 仕様書または要領等に、受講料に関する記載がないものがあった（別表の8、10）。</p> <p>4 かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業（別表の11）の業務履行期間中に発注側がうつ病に関する有識者で構成する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修企画委員会」（大阪府の所管課が庶務）を設置・運営し、研修の企画・立案をしていたことは、委託業務のあり方として好ましくない。</p> <p>5 委託料の見積り及び精算に、広報費として、委託先団体の機関紙への記事掲載料を計上しているものがあった（別表の8、9、11）。</p> <p>(1) 委託先団体は、当該研修事業の主催者を標榜している。</p> <p>(2) 掲載された記事は、大阪府の委託事業であることが記載されておらず、委託先団体の自主事業への参加募集並びに自主事業としての活動を紹介するものと受け取られる内容となっている。</p>	<p>である場合は、仕様書または要領等で、それぞれの役割分担や費用負担を明確にすることとされたい。</p> <p>4については、企画委員会の運営を含む企画業務を、かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業にかかる委託業務の一部として契約を締結するなど、企画委員会の運営方法を是正されたい。</p> <p>5については、掲載記事が大阪府事業への参加募集並びに大阪府事業の紹介に相応しい内容であることを原稿段階で確認することとされたい。</p> <p>また、委託料の見積り及び精算に、広報費として、委託先団体の機関紙への記事掲載料を計上することの妥当性について検証されたい。</p>
--	---	--

**措置の内容**

○指摘を踏まえ、平成26年9月24日に、保健医療室の各課総括補佐を対象に、説明会を開催し、ルールの一掃を図った。その結果、部内で是正が図られた。

<内容>

- ・研修事業の実施に係る基本的な事項は、要領等で定めておく。
- ・委託契約の締結については、求める業務内容等を正確に伝えるため、主催者等、修了証書交付の有無及び発行者（知事名）、受講料について、仕様書又は要領等により、受託者に明示する。
- ・大阪府が発注する研修事業は、大阪府が主催者であり、研修資料や修了証書において、それが対外的にわかるようにする。
- ・主催者等が複数となる場合は、仕様書又は要領等でそれぞれの役割分担や費用負担を明確にしておく。
- ・研修案内を団体の会報誌に掲載する場合は、大阪府からの受託事業であることを明記する。

○「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」については、平成26年度の事業実施はなかった。今後同様の事業を実施する場合は、業務内容を明確に仕様書で示すことで、企画委員会の設置を不要とする。

補助金交付手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>福祉部 高齢介護室 介護事業者課</p>	<p>大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱では、補助金額の算定において「事務費支出額」と「事務費基準額」のいずれかを積算根拠としている。また、交付を受けた補助金は、翌年度の4月10日までに実績報告を行うものとし、府では事業実績報告書等を調査し、補助金の額を確定している。</p> <p>平成25年度「事務費支出額」を積算根拠としているケース1件について、決算確定額が実績報告の決算見込額を下回っていた。</p> <p>なお、その後の調査において、軽費老人ホームの会計に計上すべき事務費を誤って法人本部の会計に計上していたことが判明し、当該法人が決算確定額を修正した結果、決算確定額が実績報告の決算見込額を上回ることとなり、交付した補助金が適正であることが確認できた。</p> <p><b>【軽費老人ホーム運営費補助金の概要】</b> 府では、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人が設置する軽費老人ホームに対し、入所者の費用負担の軽減を図るため、運営費を交付している。 補助交付額は、当該年度の事務費支出額（*1）と事務費基準額（*2）のいずれか低い金額から事務費本人徴収額を差し引いた残額（減免額）としている（平成25年度：77施設、2,134百万円交付）。 *1 事務費支出額：軽費老人ホームの運営に要する経費のうちサービスの提供に要する費用について、利用者からの利用料の一部を減免した経費に対応して、社会福祉法人等が支出する経費 *2 事務費基準額：軽費老人ホームの種類、定員、職員の配置状況、併設施設の状況等を勘案し、毎年、府が決定し各施設に通知する単価（月額）を基に、各月の所得階層別の利用人数を乗じて当年度分を算定したもの</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 補助事業者から提出される実績報告は決算見込額での報告であるが、決算の確定額（理事会による決算書の承認期限は5月末）が見込額を下回った場合、補助金が過大に交付されているおそれがある。 補助金の交付に当たり、決算確定額での確認ができるよう事業実績報告書等の調査の具体的な手法について検討されたい。 また、補助金交付対象施設・法人に対し、補助金対象となる経費や会計区分の考え方について周知徹底を図られたい。</p> <p><b>【大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱】</b> (補助交付額) 第5条 補助交付額は、事務費支出額と事務費基準額のいずれか低い金額から事務費本人徴収額を差し引いた残額（減免額）とする。  (補助金の実績報告) 第12条 交付を受けた補助金は、大阪府補助金交付規則第12条の規定に基づき、実績報告書（別記様式第4号）により、翌年度の4月10日までに実績報告を行うものとする。  (補助条件) 第13条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。 (8) 知事は、第12条による事業実績報告書等を調査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知すること。</p>	<p>(決算確定額での確認について) 大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱を改正し、実績報告（決算状況内訳表を添付）の提出期限を「翌年度の4月10日」から「翌年度の4月20日」に変更して、補助金の額の決定に当たり、より正確な決算見込額を把握することとした。 また、6月以降に理事会承認後の決算書を徴収して、事業対象経費や会計区分に誤りがないか再確認を行うこととした。</p> <p>(補助金対象施設・法人に対する周知徹底について) 誤った手続を行った施設があったことを受け、補助金交付対象施設・法人に対し、平成26年9月11日付け通知で、適切な事務手続の実施について注意喚起及び周知した。 また、平成27年2月16日に、「軽費老人ホーム指導・研修会」を開催し、補助金対象となる経費や会計区分の考え方について周知徹底を図った。今後とも適正な事務処理に努める。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課	<p>補助金の額の確定は、「支出負担行為等の事務処理の促進について（依頼）」（昭和49年7月16日付審第150号、各部（局・室）・行政委員会総務課長あて出納室審査課長依頼）により、事業実績報告書受領後20日以内を原則とされているが、事務処理が遅延し、補助金の額の確定を事業実績報告書受領から48日後に行っているものがあった。</p> <p>医療提供体制推進事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助事業の完了期日：平成26年3月24日</li> <li>(2) 実績報告書の提出日：平成26年4月10日</li> <li>(3) 補助金額の確定日：26年5月28日</li> <li>(4) 補助金支払日：平成26年5月30日</li> <li>(5) 支出額：3,913,000円</li> </ul>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>補助金の額の確定事務に係るルールが守られていない。</p> <p>起案者のみならず、決裁関係者を含め補助金交付事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【支出負担行為等の事務処理の促進について（依頼）】</b></p> <p style="text-align: right;">（昭和49年7月16日 付け審第150号）</p> <p>2 補助金の「額の確定」について</p> <p>補助金交付規則第12条に基づく事業実績報告書の提出期限は、補助事業者等の事業完了後1カ月以内、「額の確定」は、事業実績報告書受領後20日以内を原則とし、これら事務処理の遅延しないように留意すること。</p> </div>	<p>平成26年10月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、補助金の額の確定事務に係るルールの周知徹底を図った。</p> <p>今後は、補助金交付の適正な事務執行に努める。</p>

契約手続及び履行確認の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 健康づくり課 食の安全推進課	<p>委託業務仕様書を作成していない委託業務の契約があった。</p> <p>《健康医療部保健医療室保健医療企画課》</p> <p>1 「一人医師医療法人設立受付相談業務」(契約相手方：A)</p> <p>(1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 支出額：3,194,000円</p> <p>2 「一人医師医療法人設立受付相談業務」(契約相手方：B)</p> <p>(1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 支出額：1,254,000円</p> <p>《健康医療部保健医療室健康づくり課》</p> <p>3 「発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業」</p> <p>(1) 契約期間：平成25年9月25日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 支出額：1,999,000円</p> <p>《健康医療部食の安全推進課》</p> <p>4 「大阪府中央卸売市場食品衛生検査所機械器具保守点検業務」 紫外可視分光光度計</p> <p>(1) 契約期間：平成26年1月15日～同年3月31日</p> <p>(2) 支出額：209,223円</p> <p>5 「大阪府中央卸売市場食品衛生検査所機械器具保守点検業務」 過酸化水素計</p> <p>(1) 契約期間：平成26年1月23日～同年3月31日</p> <p>(2) 支出額：341,250円</p> <p>6 「大阪府中央卸売市場食品衛生検査所機械器具保守点検業務」 電子天秤及び高速冷却遠心機</p> <p>(1) 契約期間：平成26年1月27日～同年3月31日</p> <p>(2) 支出額：247,800円</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>委託業務契約については、委託仕様書を作成して、発注者が求める業務内容や範囲を、受注者に正確に伝えることにより、適正な契約を締結されたい。</p> <p>総務部契約局総務委託物品課では、調達業務を支援するため、「大阪府電子調達庁内ポータルサイト」に、業務に役立つ情報を掲載している。</p> <p><b>【「委託役務業務仕様書作成のポイント」より】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書とは、業務を実施するために必要な業務内容を詳細に説明した文書で、作業の順序、方法、使用材料等について、明確に指示するものです。</li> <li>仕様書は発注側にとって、予定価格の算定、履行の確認、履行完了の確認等を行う場合の基礎書類です。受注者側にとっても、見積、業務等を行う場合における基準となる重要な書類です。</li> <li>地方公共団体の契約は、公共の福祉を実現するための手段として、公正で確実に効果的に目的が達成されることが必要です。</li> <li>入札や随意契約に関わりなく、適正な契約を締結するためには、発注者が仕様書を通じて、求める業務内容や範囲を、受注者に正確に伝える必要があります。</li> <li>受注者は仕様書に書かれたことしか履行の義務を負いません。履行してほしいことは漏れなく仕様書に書き込むことが必要です。</li> <li>受注者は仕様書を基に積算し見積もりすることから、不明瞭な仕様書は競争性を阻害し、要求した業務履行がなされない、想定外の費用の発生など、契約上のトラブルの原因となります。後日のトラブルを未然に防ぐために、適正な仕様書が必要です。</li> <li>業務の履行確認の際にも、仕様書は重要な役割を持っています。仕様書に書かれていることが、しっかりと履行されているかを確認することが必要です。逆に言えば、明確な仕様書を書いておけば、履行確認も適正に行うことができます。</li> </ul>	<p>委託業務契約について、適正な契約締結のために、委託仕様書を作成することとした。</p> <p>今後は大阪府電子調達庁内ポータルサイトの委託役務業務仕様書作成のポイントを確認し、業務の履行確認の際にも使用できるよう、より一層、適正な事務手続の執行に努める。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 保健医療室 健康づくり課 薬務課 環境衛生課	<p>履行確認について、検査調書が作成されていないものや検査調書に必要な事項が記載されていないものがあった。</p> <p>《健康医療部保健医療室健康づくり課》</p> <p>1 「肝炎ウイルス検査（B型肝炎・C型肝炎）事業」</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 委託料：76,013,638円</p> <p>(3) 委託事業完了日：平成26年3月31日</p> <p>(4) 検査年月日：平成26年3月31日</p> <p>《健康医療部薬務課》</p> <p>2 「大阪府登録販売者試験（平成25年9月施行）運営補助業務」</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年8月1日～同年9月30日</p> <p>(2) 委託料：2,257,500円</p> <p>(3) 委託事業完了日：平成25年9月25日</p> <p>(4) 検査年月日：平成25年9月25日</p> <p>《健康医療部環境衛生課》</p> <p>3 「大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所地方独立行政法人に伴う指導助言業務」</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月11日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 委託料：13,999,999円</p> <p>(3) 委託事業完了日：平成26年3月26日</p> <p>(4) 検査年月日：平成26年3月26日</p> <p>4 「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る内部情報システム開発委託業務」</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年9月11日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 委託料：52,705,800円</p> <p>(3) 委託事業完了日：平成26年3月31日</p> <p>(4) 検査年月日：平成26年3月31日</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>検査調書が作成されていない履行確認や検査調書に必要な事項が記載されていない履行確認は、財務規則等で定められた要件を欠いている。</p> <p>起案者のみならず、決裁関係者を含め委託事業における履行確認のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (検査)            第69条 (略)</p> <p>4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。(以下、省略)</p> <p>《様式第36号その4(委託役務)に記載する項目》</p> <p>履行場所、契約日、履行期間、受注者、契約金額、完了日、検査日、支出金額、検査内容など</p> <p><b>【検査調書(財務規則様式第36号)における検査内容の記載方法について(平成18年10月2日)】</b>            (検査内容欄に記載すべき事項)</p> <p>検査内容欄は検査員がどのような検査をしたのかを事後的・客観的に確認できるよう、検査書類、検査方法など、下記を参考に、具体的に記載すること。ただし、契約の内容や必要性に応じ、記載事項については適宜、変更すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査場所(現地で検査を行っている場合は、その名称)</li> <li>・ 検査書類(検査すべき書類のチェックリスト等を作成している場合は、別途添付すること)</li> <li>・ 給付の内容が、契約書や仕様書などに記載されている目的、品質、規格、数量などの条件どおりに完了しているかを具体的な検査事項や数値を列挙しながら、検査手順に沿って記載</li> <li>・ その他特記すべき事項</li> </ul>	<p>平成26年10月に、各室・課において監査結果の情報共有を行い、委託契約における履行確認のルールや検査調書への検査内容の記載方法等について全職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、会計局の協力を得て、平成27年2月に、保健医療室会計実地検査後フォローアップ研修を実施して、「正確で効率的な会計事務処理の徹底」について職員の意識の向上を図った。今後とも、課内会計研修を実施し、さらなる意識の向上を図る。</p>

経費支出手続の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>健康医療部 監察医事務所</p>	<p>委託契約において、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第163条第2号を根拠として、一括払いが安価であるという理由で、委託料を前金払しているものがあったが、当該委託事業は、実費弁償によらないものであり「委託費」ではなく、民法第632条の「請負」に当たるため請負において前金払をすることができるのは、その性質上前金払をしなければ契約が困難な経費（施行令第163条第3号）であり、安価であるという理由で前金払をすることはできない。</p> <p>1 自家用電気工作物保守管理業務委託            (1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日            (2) 毎月払見積金額：151,572円            (3) 一括払見積金額：136,332円</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            地方自治法施行令第163条の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関与者を含め、財務会計事務のルールについて周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【地方自治法施行令】（前金払）</b>            第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。            (1) 官公署に対して支払う経費            (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費            (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費            (4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料            (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料            (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費            (7) 運賃            (8) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p><b>【会計事務の手引 第4章第4節4(3)注2】</b>            「前金で支払をしなければ契約しがたい」とは、その性質上前金払をしなければ契約をすることが困難であるという意味で、ただ単に相手方が強く要望し、これを契約の条件としているだけでは該当しません。（行政実例昭29.9.10）。主として次のような経費が考えられます。(1)外国から購入する機械、部品、工具、図書、標本または実験用材料の代価。(2)災害復旧のために必要な物品及び土木建築その他の工事並びにその材料の代価。(3)現金引換えによらなければ購入困難な参考図書の代価。</p>	<p>平成26年10月に、次長から所内職員に監査結果の内容を伝達し、契約をはじめ会計事務については地方自治法施行令及び大阪府財務規則等の規定や会計事務の手引に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>今後とも、会計局が実施する会計研修に職員を積極的に参加させることにより、正確で効率的な会計事務処理の徹底を図る。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
健康医療部 保健医療室 医療対策課	<p>契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払遅延があった。            ≪健康医療部保健医療室医療対策課≫</p> <table border="1" data-bbox="489 520 1332 764"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>契約金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八尾SCUネットワークカメラシステム及び音響設備設置工事請負契約</td> <td>699,300円</td> <td>平成26年3月31日</td> <td>平成26年4月25日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日	八尾SCUネットワークカメラシステム及び音響設備設置工事請負契約	699,300円	平成26年3月31日	平成26年4月25日	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            契約や政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関与者を含めて財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】</b>            (定をしなかった場合)            第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期【対価の支払の時期】は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。</p>	<p>平成26年10月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律の意義・目的、財務会計事務のルールについて周知徹底を図った。</p> <p>また、会計局の協力を得て、平成27年2月に、保健医療室会計実地検査後フォローアップ研修を実施して、「正確で効率的な会計事務処理の徹底」について職員の意識の向上を図った。今後とも、当研修のテキストを活用した課内会計研修を実施し、さらなる意識の向上を図る。</p>
契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日								
八尾SCUネットワークカメラシステム及び音響設備設置工事請負契約	699,300円	平成26年3月31日	平成26年4月25日								
健康医療部 食の安全推進課	<p>資金前渡の支出に係る精算は、大阪府財務規則第44条の規定により、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに精算しなければならないが、精算が遅れていた。</p> <p>「平成25年度瀬戸内沿岸観光府県市食中毒対策協議会」参加負担金</p> <p>(1) 資金前渡日：平成25年7月10日            (2) 支払日：平成25年7月11日（協議会開催日）            (3) 精算日：平成26年3月13日            (4) 支出額：8,000円</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            大阪府財務規則第44条の規定に違反している。            資金前渡に係る精算事務のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (前渡資金の精算)            第44条 資金前渡職員は、精算書（様式第31号）を作成し、常時の費用に係るものについては毎月分のものを翌月10日までに、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに、証拠書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところにより精算するものとする。</p>	<p>平成26年10月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、大阪府財務規則の規定を踏まえた前渡資金の精算手続について周知徹底を図った。</p> <p>今後は、チェック体制を強化し、適正な事務執行に努める。</p>								



決裁遅延

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 保健医療室 健康づくり課 地域保健課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <p>《健康医療部保健医療室健康づくり課》</p> <p>1 平成25年度障がい者歯科診療センター業務委託</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年6月28日 (契約日を同年4月1日としてよろしいかの伺文あり)</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年6月24日 決裁日：平成25年6月28日</p> <p>(4) 委託料の額：23,800,000円</p> <p>2 検診精度管理基礎調査業務委託</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年5月28日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年6月10日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年6月6日 決裁日：平成25年6月9日</p> <p>(4) 委託料の額：5,167,000円</p> <p>3 平成25年度8020運動推進特別事業委託</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年9月17日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年9月17日 (決裁日を同日としてよろしいかの伺文あり)</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年9月26日 決裁日：平成25年10月7日</p> <p>(4) 委託料の額：2,007,000円</p> <p>4 発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業委託</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年9月25日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年9月25日 (決裁日を同日としてよろしいかの伺文あり)</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年9月26日 決裁日：平成25年10月15日</p> <p>(4) 委託料の額：1,999,000円</p> <p>5 平成25年度がん登録事業委託業務</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年4月1日 (施行日を同日としてよろしいかの伺文あり)</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>業務委託等契約事務及び、補助金の交付事務において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条（支出負担行為）及び第64条（契約書の作成）の規定に違反している。</p> <p>起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。 (以下略)</p>	<p>平成26年10月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行い、大阪府財務規則の規定を踏まえた委託契約事務及び補助金交付事務のルールについて周知徹底を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

	<p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年5月16日 決裁日：平成25年5月27日</p> <p>(4) 委託料の額：9,660,000円</p> <p>《健康医療部保健医療室地域保健課》</p> <p>6 平成25年度精神科救急医療体制整備事業</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年4月1日 (契約開始日を同日としてよろしいかの伺文あり)</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年4月22日 決裁日：平成25年8月15日</p> <p>(4) 委託料の額：4,887,614円</p>		
--	---	--	--

委託料と事業経費のかい離

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																					
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 健康づくり課	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定の事業者を指定して契約を締結した委託業務で、委託料と収支精算書の事業経費の額がかい離していた。</p> <p>なお、精算の結果委託業務履行に係る経費が委託金額を超えた場合には受託者の負担とし、余剰金が発生した場合には大阪府に返還しなければならないことを契約書に規定していたことから、大阪府の追加負担は発生していない。</p> <p>《健康医療部保健医療室保健医療企画課》</p> <table border="1" data-bbox="596 762 1439 1129"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th colspan="2">一人医師医療法人設立受付相談業務</th> </tr> <tr> <th>契約相手方</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託(a)</td> <td>3,194,000円</td> <td>1,254,000円</td> </tr> <tr> <td>事業経費(b)</td> <td>4,027,776円</td> <td>1,604,852円</td> </tr> <tr> <td>(b) - (a) = (c)</td> <td>833,776円</td> <td>350,852円</td> </tr> <tr> <td>(c) ÷ (a)</td> <td>26.1%</td> <td>28.0%</td> </tr> <tr> <td>差が生じた主な理由</td> <td>見積よりも件数が増加したため (見積)100件 → (実績)120件</td> <td>見積よりも件数が増加したため (見積)60件 → (実績)120件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務仕様書が作成されていなかった。</li> <li>見積書の内訳と精算書の内訳を比較したところ、各費目の積算方法に整合性が取れておらず、件数の増加が的確に事業経費の増加に反映したか不明確である。</li> </ul>	内容	一人医師医療法人設立受付相談業務		契約相手方	A	B	委託(a)	3,194,000円	1,254,000円	事業経費(b)	4,027,776円	1,604,852円	(b) - (a) = (c)	833,776円	350,852円	(c) ÷ (a)	26.1%	28.0%	差が生じた主な理由	見積よりも件数が増加したため (見積)100件 → (実績)120件	見積よりも件数が増加したため (見積)60件 → (実績)120件	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>委託業務契約については、委託業務仕様書を作成して、発注者が求める業務内容や範囲を、受注者に正確に伝えることにより、適正な契約を締結されたい。</p> <p>一人医師医療法人設立受付相談業務の事業経費については、医療法人設立申請の形式的な審査業務と、これに先行する説明会の開催や相談対応の履行に要する経費であることから、対象件数について、府の裁量の余地がない。府の対象件数が増加した場合に、これに伴う増加経費を受託者の負担とすることは疑問であるため、例えば、必要に応じて変更契約する、件数を大きく見積もって余剰金の返還で処理する、単価契約が相応しい部分を別途契約とする等、委託契約のあり方を見直し検討されたい。</p> <p>発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業の事業経費については、口腔指導の現地研修等の回数が、府の裁量で決定するものであることから、委託業務仕様書の(別途協議し府の承認を受けた場合は、その)業務内容や範囲を明確にし、事業実施した内容に係る精算を行われたい。</p>	<p>「一人医師医療法人設立受付相談業務」については、相談・申請件数の増加による事業経費への影響が的確に把握できるよう、委託料の積算(見積り)において費目ごとの単価と数量を明確化するとともに仕様書を作成することとした。今後は、委託料と事務経費がかい離しないよう、適宜、契約内容を見直して行く。</p> <p>「発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業」については、平成26年度末で事業が完了したが、引き続き実施される同様の委託業務を実施するに当たっては必要な業務の内容と範囲を明確にした仕様書を作成することとした。</p> <p>また、今後は、仕様書に基づく内容と範囲に係る精算報告を徴して、履行確認事務の適正な執行に努める。</p>
内容	一人医師医療法人設立受付相談業務																							
契約相手方	A	B																						
委託(a)	3,194,000円	1,254,000円																						
事業経費(b)	4,027,776円	1,604,852円																						
(b) - (a) = (c)	833,776円	350,852円																						
(c) ÷ (a)	26.1%	28.0%																						
差が生じた主な理由	見積よりも件数が増加したため (見積)100件 → (実績)120件	見積よりも件数が増加したため (見積)60件 → (実績)120件																						

《健康医療部健康づくり課》

内容	発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業
契約相手方	C
委託料(a)	1,999,000円
精算額(b)	2,655,166円
(b) - (a) = (c)	656,166円
(c) ÷ (a)	32.8%
差が生じた主な理由	口腔保健指導の現地研修等の回数を7回から11回に増やしたため

- ・ 委託業務仕様書が作成されていなかった。
- ・ 見積書の内訳と精算書の内訳を比較したところ、各費目の積算方法に整合性が取れておらず、回数を増やしたことが的確に事業経費の増加に反映したか不明確である。

通勤手当の誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																
<p>食の安全推進課 松原食肉衛生検査所</p>	<p>通勤手当について、他に最も経済的かつ合理的と考えられる経路がありながら、職員が通勤の実情として届出した経路のまま認定され、また、平成26年4月1日運賃改定に伴う職権改定し同じ経路のまま認定され、支給されていたことから、同手当が過大に支給されているものがあった。</p> <p>当該認定誤りは、自宅から1km以内に鉄道の駅がないケース（自宅から、勤務公署と反対方向に1.1kmのA駅、勤務公署に向かって1.3kmのB駅がある。）について、A駅を勤務公署と反対方向とは認識せずに認定したために生じたもの。</p> <table border="1" data-bbox="626 814 1587 1203"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(届出による認定) 平成25年4月1日 ～平成26年3月31日</td> <td>133,820円</td> <td>129,940円</td> <td>3,880円</td> </tr> <tr> <td>(職権改定) 平成26年4月1日 ～平成26年9月30日</td> <td>68,580円</td> <td>66,590円</td> <td>1,990円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>202,400円</td> <td>196,530円</td> <td>5,870円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払額	(届出による認定) 平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	133,820円	129,940円	3,880円	(職権改定) 平成26年4月1日 ～平成26年9月30日	68,580円	66,590円	1,990円	計	202,400円	196,530円	5,870円	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。</p> <p><b>【給与事務の手引 16. 通勤手当確認及び決定事務 6 運賃等】</b> (7) JR分割定期券による認定 JRの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を分割した場合の定期券額の方が安価となる場合は、分割した定期券の額で算出する。</p>	<p>監査結果を受け、当該職員の自宅最寄り駅の考え方について総務部人事局総務サービス課へ確認したところ、勤務公署寄りであるB駅を自宅最寄り駅とするのが妥当との回答を得たため、平成26年10月より認定経路について訂正を行った。</p> <p>今後、関係条例や規則の規定に基づき、より一層厳正な事務の執行に努める。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払額																
(届出による認定) 平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	133,820円	129,940円	3,880円																
(職権改定) 平成26年4月1日 ～平成26年9月30日	68,580円	66,590円	1,990円																
計	202,400円	196,530円	5,870円																

管外旅費の支給事務の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																																										
健康医療部 保健医療室 健康づくり課	出張者が公用の交通機関を利用して旅行したときは、旅費を減額調整することとなるが（職員の旅費に関する条例第41条）、旅行経路の一部に公用車を利用（タクシーチケット）しながら旅費の調整を行わず、旅費が過払となっていた。	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>管外出張については、精算手続の機会がありながら必要な旅費の調整が行われておらず、精算手続が形式化しているのは問題である。</p> <p>旅費が過払となっていたものについて速やかに戻入するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管内旅費については、「精算旅費内訳」の内容に変更が生じたときは速やかに修正入力するよう、職員に周知徹底する。</li> <li>管外旅費については、旅行の実態に合った内容で精算手続するよう、職員に周知徹底する。</li> </ul> <p>公用車利用及びタクシー利用の状況を、旅費事務処理権限を有する職員が把握し、旅費の支出処理に際して出勤簿管理等を徹底し、再発防止できる体制の整備を検討されたい。</p> <p><b>【旅費事務の手引】</b></p> <p>旅費支給事務</p> <p>1 旅費の概要</p> <p>旅費は、旅行中に必要となる交通費、宿泊費等の経費にあてるため支給される経費であり、いわゆる実費弁償の一種である。旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により支給する。</p> <p>9 旅費の調整（旅費条例第41条）</p> <p>旅費の減額調整</p> <p>旅費条例の規定による旅費を支給した場合、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、旅費を減額することができる。</p> <p>(1) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情があるとき。</p>	<p>平成26年10月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行い、管内旅費については、公用車を利用するなど「精算旅費内訳」の内容に変化が生じたときは速やかに修正入力するよう、管外旅行については、旅行の実態に合った内容で精算手続するよう周知徹底した。</p> <p>今後とも、引き続き職員に注意喚起するとともに、公用車利用及びタクシー利用の状況の把握に努める。</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張日</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大阪府医師会</td> <td>9月13日</td> <td>200円</td> <td>0円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>府立成人病センター</td> <td>12月2日</td> <td>400円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>がん循環器予防センター</td> <td>12月2日</td> <td>400円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>関西大学天六キャンパス</td> <td>3月2日</td> <td>540円</td> <td>270円</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>厚生労働省&lt;管外出張&gt;</td> <td>3月20日</td> <td>28,820円</td> <td>28,620円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>厚生労働省&lt;管外出張&gt;</td> <td>3月20日</td> <td>28,890円</td> <td>28,690円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	既支給額	正規支給額	過払支給額	A	大阪府医師会	9月13日	200円	0円	200円	A	府立成人病センター	12月2日	400円	200円	200円	A	がん循環器予防センター	12月2日	400円	200円	200円	B	関西大学天六キャンパス	3月2日	540円	270円	270円	A	厚生労働省<管外出張>	3月20日	28,820円	28,620円	200円	C	厚生労働省<管外出張>	3月20日	28,890円	28,690円	200円		
職員	出張先	出張日	既支給額	正規支給額	過払支給額																																								
A	大阪府医師会	9月13日	200円	0円	200円																																								
A	府立成人病センター	12月2日	400円	200円	200円																																								
A	がん循環器予防センター	12月2日	400円	200円	200円																																								
B	関西大学天六キャンパス	3月2日	540円	270円	270円																																								
A	厚生労働省<管外出張>	3月20日	28,820円	28,620円	200円																																								
C	厚生労働省<管外出張>	3月20日	28,890円	28,690円	200円																																								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 薬務課	<p>管外旅費について、出張者による旅行命令簿兼旅費内訳画面の入力並びに旅費事務担当者による支出命令伺書の起票が遅れたために、旅費の支出が旅行日から約3か月後と遅れているものが1件（下記参照）あったほか、同様に旅費の支出が旅行日から約1週間後と遅れているものが4件あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行日：平成25年10月24～25日、 旅費 37,100円</li> <li>支出命令伺書：平成26年1月14日、 精算書：平成26年1月17日</li> </ul>	<p>【是正を求めるもの】 管外旅費の支出事務等について、本来は概算払であることを踏まえ、適時・適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>平成26年10月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、管外旅費の支出手続について、大阪府財務規則等の規定に基づき、適時・適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>今後は、総務事務システム内のデータをグループ長及び旅費事務担当者が常時確認することにより、適正な事務執行に努める。</p>

個人情報取扱事務委託の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 健康づくり課 薬務課</p>	<p>個人情報の取扱いを伴う事務の委託業務契約について、「個人情報取扱事務委託基準」に定められた「個人情報の保護」の規定がなかったり、「個人情報取扱特記事項」を添付していない、または、項目が不足するなどの不備が散見された。</p> <p>≪健康医療部保健医療室健康づくり課≫</p> <p>1 衛生行政基礎資料作成業務            (1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日            (2) 支出額：2,349,000円</p> <p>2 平成25年度がん登録事業委託業務            (1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日            (2) 支出額：9,660,000円</p> <p>≪健康医療部薬務課≫</p> <p>3 大阪府登録販売者試験受験者データ入力業務            (1) 契約期間：平成25年6月12日～同年7月31日            (2) 支出額：133,371円</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、大阪府個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準を遵守して、個人情報の保護のために適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【「個人情報取扱事務委託基準」より】</p> <p>○ 委託に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的を達成するために必要最小限度のものとする</li> <li>・ 契約に先立ち、委託事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、委託先が個人情報の保護について遵守すべき事項を十分に検討し、別紙「個人情報取扱特記事項（例）」を参考に、当該委託事務における個人情報保護のための特記事項を定めること。</li> <li>・ 委託先は、個人情報取扱特記事項を遵守できるものを慎重に選定すること。</li> <li>・ 入札の方法による契約にあっては入札の前、また、随意契約にあっては見積書を徴収するときに、相手方に対し、条例に基づき受託者は漏えい、滅失の防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務があることを十分に説明し、個人情報取扱特記事項の内容の周知徹底を図ること。</li> <li>・ 委託契約の相手方に対し、委託事務の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。</li> </ul> <p>○ 契約に当たっての措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約を締結するに当たっては、契約書等において、個人情報の保護に関する規定を明記し、個人情報取扱特記事項を追記あるいは添付するものとする。</li> </ul>	<p>平成26年10月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行い、大阪府個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準について周知徹底を図った。</p> <p>今後とも、引き続き職員に注意喚起して、適正な事務処理を行う。</p>